

第22期第11回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和4年10月5日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第 2 2 期 第 1 1 回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和 4 年（2022年）10月 5 日（水）
14時00分～14時45分
- 2 開催場所 登別市登別港町 1 丁目 2 8 番地
いぶり中央漁業協同組合会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、阿部委員、野呂委員、
田村委員、高田委員、小谷地委員、澤口委員、富樫委員、傳委員、
煤孫委員（1 3 名）
- 4 事務局 事務局長 菅原 範彰
専門主任 黒坂 裕樹
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 春日 猛夫、越智 祥平
- 6 議 題
 - (1) 審議事項
議案第 1 号 さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動について
議案第 2 号 小委員会規定の制定について
(1) 漁業権切替小委員会規定
議案第 3 号 漁業調整委員会委員等の選任について
(1) 漁業権切替小委員会委員
 - (2) 報告事項
報告事項 1 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について(報告)
報告事項 2 漁業権切替方針及び運用等について

7 議事の顛末

菅原事務局長

本日の資料につきましては、先日事前に郵送しております資料と同じものとなります。それではただいまから、第22期第11回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言 ご挨拶申し上げます。

皆様方においては、さけ定置も始まり、これから秋漁が本格化するなか何かとご多忙のところ、出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課の齊藤 水産課長さんを始め 関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議案についてですが、「さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動について」と漁業権切替の小委員会に関わる案件等、審議事項が3件、そのほか報告事項が2件となっております。

皆様方には、よろしく審議の程、お願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶いたします。

菅原事務局長

時間の関係により、来賓紹介は省略させていただきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中13名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。

阿部委員、小谷地委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号 「さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動について」を上程いたします。

内容について、事務局から説明願います。

黒坂専門主任

右上に、議案第1号と記載の資料をご覧願います。

さくらます船釣りライセンスについてでございますが、9月20日に開催されました、胆振管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会におきまして、本年度についても、例年と同様に、当委員会に対しまして、委員会指示の発動を要請することに決定され、ご覧のように9月20日付けで当委員会に対し要請がございました。

要請書は、胆振沖合海域において、さくらます資源の保護と、輻(ふく)輳(そう)する漁場の円滑な利用を図るため、委員会指示の発動を要請するものであります。

その要請内容でございますが、次の2ページ目をご覧ください。

例年どおり、1の制限期間は12月15日から、翌年の3月15日まででございます。

4の制限海域は例年どおり、3ページ目の制限海域図の、「鶴川町～室蘭市沖合5マイル線以遠の胆海共第27号第2種共有漁業権漁場区域」となっております。

6にその他遵守事項である、ライセンス証の常備、章旗の掲揚、釣果報告の提出や、7に釣獲制限尾数、廃棄の禁止、竿の本数規制などが記載されております。

次に、5ページ目をご覧ください。委員会指示の全文でございます。

内容的には、前年の委員会指示の内容を踏襲したものでありまして、年の変更以外に内容の変更点はございませんが、委員会指示の内容を簡単に説明させていただきます。

まず、1のさくらます船釣りのライセンスですが、12月15日から翌年3月15日までの期間において、さくらますの船釣りを禁止いたしまして、そのうち、本委員会のライセンスを取得した者だけについて、さくらますの船釣りができることとするものであります。

次に2のライセンスの取得ですが、(1)のライセンスの区分は、遊漁船業者とプレジャーボート使用者でありまして、また、(2)に船舶ごとの取得義務についても、記載しております。

次に、6ページ目をご覧ください。3のライセンス取得者の遵守事項として、ライセンス証の常備、章旗の掲揚、釣獲時間の制限、釣果報告の提出などを定めております。

6ページから7ページにかけて、4の遊漁者の遵守事項ですが、(1)ライセンス取得船への乗船や、(2)漁具及び漁法の制限、(3)以降、7ページにかけましては、釣果の制限、廃棄の禁止などを定めております。

8ページの、制限海域は、先ほど申し上げた要請文のとおりです。

次に、9ページ目から17ページ目は、委員会指示事務取扱要領です。

内容は、前年と同様となっております。要領の内容は、ライセンス申請に係る事務手続きや釣果報告の様式等について定めております。

なお、議案1号の後ろに、参考資料として、1-1に承認隻数の推移、1-2に釣獲匹数の推移、1-3にのべ出漁者数の推移、1-4に出航延べ回数の推移を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

澤口委員

直接議案とは関係ないのかもしれませんが、今、サクラマスの放流状況というのほどのようなになっていますか。私が若い時にタグうちして調査協力もした事もあって、今そのような標識とか調査といいますか状況はどうなっていますか。

岩田会長

増殖事業協会でもある田中委員であればわかるかと思うのですが、今日は欠席していますので、その内容については後日文書で示させていただきます。

澤口委員

ライセンスの協力金ですが、集まった協力金は胆振の増殖事業協会等へ入っていくのですか。北海道全体の方へ行くのですか。

菅原事務局長

ライセンスの費用は、運営委員会の運営費に充てています。そのほか余剰といいますかそれ以外の費用として一定程度の割合となるのですが、日本海地区増殖事業協会、渡島地区増殖事業協会、あとうちの胆振地区増殖事業協会、の3団体に寄付といいますか渡しまして、サクラマスの資源造成費用に充ててもらっています。

澤口委員

余剰というか余る事があってその部分を増殖にあてるのですか。

菅原事務局長

当然事務経費は必要ですので、そこは必要ですがそれ以外は余るといえるのか、増殖経費

は事務費に対しては余剰になりますので、それに使ってもらっています。余るというような感じになると適切な説明ではなかったです。すいません。

岩田会長

これ、私の方からも意見ございます。

管内の沖底漁業なんですけども、3月いっぱい操業なんですけど、ものすごい小型魚を大量に漁獲して、市場に出荷しているという話がここ2、3年あるようです。

これやっぱり何か考えないと、この取組みも何の意味もなくなるのと思います。大きいものは漁獲して構わないのですが。これ規格が決まっていたら？決まっていなければ何採ってもよいのですか？

菅原事務局長

すいません、サクラマスに係る協定等今把握しておりませんでした。

岩田会長

今回の話は、3月後半かなりの量を市場に出荷している様です。このような事だとライセンスばかりでは、どうにもならないと。片方に規制があっても片方で自由という話にはならないので、室蘭漁協等の関係者は考えて頂きたい。

室村委員

何年前にそのような話を聞いて、関係漁業者とは話をしております。

岩田会長

しかし、その後あまり変わっていないようです。他海区管内からもその様な話が聞こえてきています。ライセンスはよいのですが、小型魚を大量に採られるのであればどうなるのかという事です。室蘭漁協等関係者はしっかり対応されるようお願いいたします。

他にありませんか。

岩田会長

もう一度お伺いしますが、意見はありませんか。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、「さくらます船釣りライセンスに係る委員会指示の発動について」、原案どおり、委員会指示を発動してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号の「小委員会規程の制定について」漁業権切替小委員会規定を上程いたします。

事務局から説明願います。

菅原事務局長

議案第2号について説明します。

右肩に議案第2号と書かれた資料をご覧ください。

今回、制定いたしますのは漁業権切替小委員会規程でこちらはその案でございます。

小委員会の規定案の説明の前に、この小委員会の位置付けや役割、併せて小委員会の運営に関連しますので、海区漁場計画を策定する大まかな流れを説明いたします。

資料は、報告事項2の方になります。25ページの資料2-4と書かれた資料をお願いいたします。

まずこの要領ですが、切替え作業の都度、水産林務部長が定めておりました、今回の切替に関しては、本年の9月2日付けで定められ当海区委員会に通知がありました。

通知の主旨は、漁場計画の策定を円滑に取り進めるため定めているのですので内容を了知のうえ振興局と連携のもと関係漁業者を指導されるとともに、切替事務の円滑かつ適切な実施について協力をお願いするものとなっています。

なお、今般漁業法が大きく改正されたところですが、漁場計画の策定に関しては、これまで北海道と海区委員会が行ってきた役割等に実質的には大きな変わりはないのですが、法の改正に伴いその役割や責務が明確化されましたので、本要領も更新整理されています

27ページを御覧下さい、要領の中を説明します。アンダーラインを中心に説明します。

第2 策定の一般原則を御覧下さい。

漁場計画は、海区漁場計画の作成等についてと、漁場計画切替方針と、その運用に従って、海区委員会との意見交換等のうえ連携して策定するとなっています。

この、方針や運用等は、この報告事項の資料2-2、2-3、2-5として添付していますが、後ほど報告事項2で改めて照会します。

同じ27ページの下の段の2、次のページの上の方3は、他海区の関係やさけ定置漁業との関係が書かれています。

同じく28ページの中段の第3ですが、漁業権切替小委員会の設置となります。

1で漁場計画の策定にあつては、漁場の利用に関する関係漁業者等の意見等を十分に反映させるため、海区委員会に委員若干名で構成する漁業権切替小委員会の設置をして下さいとなっています。

2は小委員会の業務となっており、海区委員会から付託され(1)から(6)までの業務を行うものとされます。

小委員会はこのように位置付けられ、漁場計画策定に関し必要な役割を担います。

続いて漁場計画の策定作業の大まかな流れを簡単に説明します。

第4 漁場計画案の策定です。1策定の手続きですが(1)漁場計画は、当然ですが海区ごとに策定し、(2)のとおり草案、素案、振興局最終案と段階を踏んで検討していきます。(3)では、その検討の各過程で、振興局は海区委員会と意見交換等を行いながら検討し作成し、水産林務部へ提出するとされています。

このように海区委員会との意見交換等のうえ連携して策定していきます。

(4)以下は省略しまして、次のページの最初の段階の漁場計画草案の作成を例に説明します。

(1) 漁場計画草案の作成ですが、地元要望や実態調査、漁協の漁業権の行使計画書等を踏まえて 切替方針と照合して作成しますが、その検討過程において、海域委員の小委会の議論や助言をえて、海区委員会の本会議で説明意見交換のうえ作成され、水産林務へ提出されます。

次の段階は素案(2) となります。説明は省略しますが、小委員会はこの素案作成まで関与し、本委員会は次の4 漁場計画振興局最終案まで関与していきます

34ページを御覧下さい。

草案の段階で①' で小員会、①で本委員会となります。素案であれば②' で小員会、②で本委員会です。振興局最終案では、③の本委員会をへて作成され、本庁では、利害関係者の意見聴取を行い、漁場計画の案が策定されます。

その後は、今度は逆に知事から海区漁場計画案について当委員会に諮問があり漁場計画が樹立していく手順となります。

以上を踏まえて、漁業権切替に係る小委員会を設置すべくその規定となります。

議案第2号の資料へお戻りください。

この小委員会規定案は、前回の漁業権切替の際の当委員会の規定を只今説明しました漁場計画策定要領を踏まえて、見直し整理を行っています。資料の3ページ目に前回との比較をつけております。前回と違う箇所はアンダーラインをしています。要点のみ説明します。

第1条では、この小委員会が担当する、今回切替する漁業権について記載しています

第2条は、先ほどの要領に基づき6項目の業務内容を再整理しました。

第3条は、構成や委員長の規定で、委員は本委員会で7名選出すること、委員長と副委員長を1名置き小委員会の委員が互選することとしており、これまでと同様です。

第4条以下は、委員長の職務や会議の運営等で若干の文言整理程度の修正となっております。内容的には変更はございません。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

それでは、漁業権切替小委員会規定は、原案どおり決定してよろしいですか。

委員

[異議なしの声]

岩田会長

それでは、そのように決定します。

引き続き、議案第3号の「漁業調整委員会委員等の選任について」漁業権切替小委員会委員を上程いたします。

事務局から説明願います。

菅原事務局長

それでは、議案第3号について説明させていただきます。右肩に議案第3号と書かれた資料をご覧ください。

議案2号で、本日付で漁業権切替小委員会規程が制定されましたので、同規定第3条により、委員を選出して頂きたいとお願いたします。

委員の選出ですが、第3条により本委員会において7名を選出する事となっています。資料の1ページ目は現在の各委員会委員の名簿となっております。2ページ目は、参考資料として前回の切替の時とそれをもとにした7名の割り当て等を参考にのせております。

説明は以上となります、委員の選出についてよろしくお願いたします。

岩田会長

説明が終わりました。委員の選出方法ですが、いかがいたしましょうか。

高田委員

正副会長に一任します。

岩田会長

ただいま、正副会長に一任とのご意見がありましたが、いかがでしょうか。

委員

[異議なしの声]

岩田会長

異議なしとのことなので、私と副会長の皆さんで協議のうえ、選出させていただきます。その間、暫時休憩といたします。事務局は同席してください。

岩田会長

再開いたします。

委員の選考に当たりましては、これまでの経緯などを尊重しつつ、その地区やその海域など、地域バランスを考慮し委員にお願いをすることとしました。

選考結果を、同席した事務局から報告いたします。

菅原事務局長

お名前のみ報告いたします。

小谷地委員、伊藤委員、田村委員、高田委員、室村委員、阿部委員、藤村委員。以上

7名となります。また、参与は規約の規定により岩田会長となります。以上です。

岩田会長

事務局から報告いたしました、いかがでしょうか。ご意見などありましたら、お伺いします。

委員

[異議なしの声]

岩田会長

それでは、ご承認頂きましたので、7名の漁業権切替小委員会の委員さんにおかれましては、漁業権の切替が完了するまでのあいだよろしく願いいたします。

次に、「報告事項」に移らせていただきます。

報告事項1「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」、事務局から報告願います。

菅原事務局長

こちら知事からの報告事項となっておりますので、振興局水産課の方からお願いいたします。

越智主事

それでは、報告事項1「定置漁業権に係る資源管理の状況等報告」について説明いたします。右肩に報告事項1と書かれた資料をご覧ください。

1ページ目は報告文となりますが、併せて4ページ目の根拠法令を御覧下さい。

これは、漁業法第90条第1項で「漁業権者は、有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を知事に報告しなければならない。」とされ、同法同条第2項でその報告を受けた知事は「海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」とあり、今回その事について、該当漁業権が存在する胆振海区漁業調整委員会へ報告を行うものです。

なお、漁業権者の報告は年に1回以上知事に行う事とされており、北海道では規則により漁期が終わる都度、提出する事となっておりますので、この海区委員会への報告も昨年から行われております。

1ページ目に戻りまして、今回の海区委員会の報告ですが1報告の対象となる漁業権の件数は、40件であり、2報告の内容は、別紙となります。

2 ページ目ですが、漁業権毎に海区委員会への報告内容を記載しております。

漁業権者から知事に行う報告事項は、漁業法施行規則第28条第2項各号及び道の規則に定められており、その事項について、知事が必要と判断した事項について意見を付して、海区委員会へ報告しております。

漁業権の種類は、定置漁業権、免許番号は記載のとおり順で合計40件です。報告の対象となる期間は、それぞれ漁業権毎に記載されております。資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業権者から報告を受けた内容などから、確認した結果を記載しておりますが、胆振管内については、報告の対象件数40件はいずれも、適切に資源管理に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められます。その他必要事項及びその他知事の意見は、特にありません。

以上で今回の知事からの報告となりますので 説明を終わります

岩田会長

説明が終わりました。ご質問などありましたら、お伺いします。

誰もいなければ私の方から。これは切替についてですが、例えば春定置の名称にマスが付冠されていない場合で、マスが主たる漁獲になる場合、次の切り換えでは名称をちゃんとしないと問題なるかと思っておりますが如何でしょうか。

菅原事務局長

補足しますが、定置の場合、マスがついてないからマスをとったら違反という事ではなくて、漁業権に付冠する名称は、代表的な魚種を定置漁業は付冠してるのですが、採れる魚の状況が変わってくれば当然それに合わせて付冠する魚種を見直していくべきですので、只今のご意見につきましては、次の切替の検討事項となります。

岩田会長

しっかり魚種を入れおかないと、他者から指摘されたときに、誤解を生む。サケならサケだけ取って入れればいいという話にならないです。他の魚種を採らないならそれでもいいが。

富樫委員

室蘭の春定置であれば、既にマスの名称が入っています。

菅原事務局長

すいません今回の報告ですが、春から秋までの操業期間のもの、秋だけの操業期間が混在しています。春定置の操業期間だけのものは、以前の海区委員会で報告済みでこの報告ではありません。

この資料では確認できませんが、事例の春定置のマスであれば管内は付冠されていま

すから問題ありませんが、漁業実態がずれていれば、先ほどの説明どおり切替の時見直していくべきです。

岩田会長

大丈夫ですね。それでは次に、報告事項2「漁業権切替方針及び運用等について」、事務局から報告願います。

菅原事務局長

それでは、報告事項2について説明いたします。

これまで皆様に郵送している資料となるのですが、今回漁業権の切替に関する関連規定が決定されておりますので、一式そろえて改めて今回ご報告します。

最初に資料2-1をお願いします。漁業権切替方針と運用が決定されておりますのでご報告いたします。

決定にあたっては、以前道から案が示され全道で随時説明会が行われ、当管内でも7月12日に現地説明会があり、その後8月10日付けで決定されたところです。

この方針と運用の決定により、北海道では漁業権の切替作業が開始されておりますので承知下さい。

切替方針本文は3ページの資料2-2から、切替方針針の運用の本文は15ページの資料2-3となります。また、説明会の際の当管内の質疑については資料2-3の最終ページに添付していますので後ほど御覧下さい。

なお、本資料は8月17日の連合海区でも報告されているとともに、同じ物のを皆様へ8月29日付けで郵送でお配りしております。

続いて、25ページ目の資料2-4が先ほど説明しました、漁場計画策定要領となります。

37ページ目の資料2-5は、水産庁が各都道府県に通知している海区漁場計画の作成等についてです。全国的なものとして、参考にして下さい。

最後ですが36ページに戻りまして当面のスケジュールとなります。左が共同・区画漁業権で右が定置漁業となりそれぞれ数カ月スケジュールがずれております。

当面の目安としては、11月頃に素案に関する小委員会や海区委員会を開催となります。概ねの流れについてご承知下さい。

できるだけ案件をまとめて委員会を開催したとは考えますが、漁業権切替スケジュールの関係で、例年の違い開催が頻度が増えることとなりますが、皆様にはご承知の程お願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。ご質問などありましたら、お伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。他に、皆さんの方から何かございませんか。

菅原事務局長

事務局から連絡です。今回の議事とは関係ありませんが、北海道のTACの冊子。9月末現在の管内の秋サケ定置の漁獲状況の資料を配布しておりますので参考にして下さい。

岩田会長

以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。
長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございます。